

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(県産材流通課)

一頁

号外(三) 平成二十五年 五月三十一日

規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岐阜県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「第五条第一項の認定農工商等連携事業者が同法第八条第一項の認定農工商等連携事業」を「第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号口の措置」に改め、同項第四号中「第五条第一項の認定事業者が同条第二項の認定生産製造連携事業計画」を「第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画」に改め、同項に次の一号を加える。

七 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第九条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な法第二条第一項に規定する資金 十二年以内(五年以内の据置期間を含む。) 第四条第三項中「前項」の下に「(第七号を除く。)」を加える。

八 上記1～7のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。
を
調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書類の写しを添付すること。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年五月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社